

指定番号

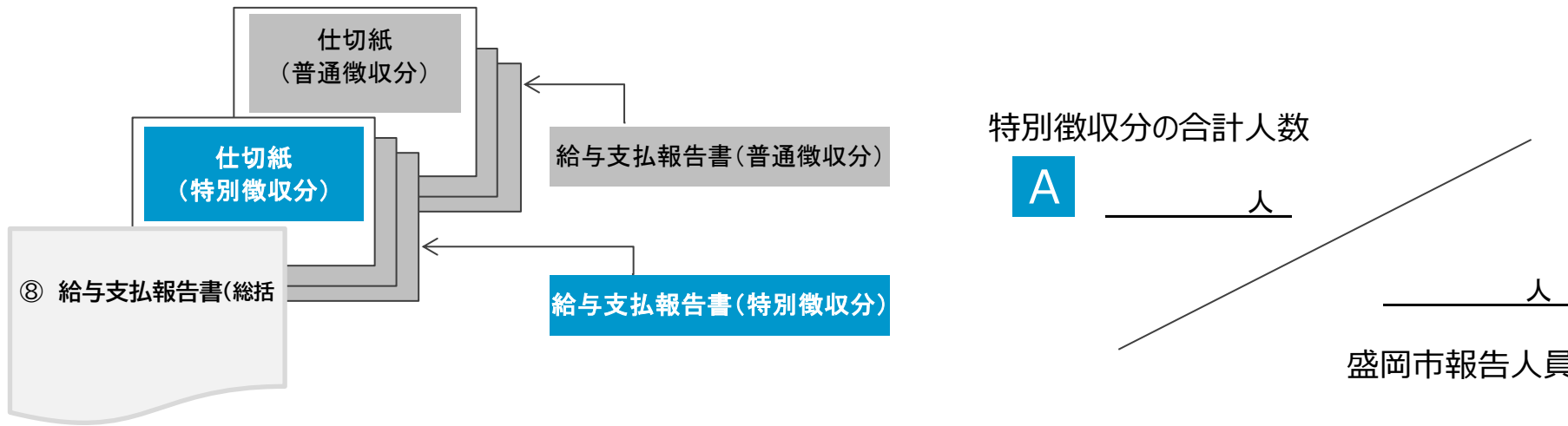
盛岡市



市民税・県民税・森林環境税を令和8年6月から令和9年5月まで

特別徴収の方(給与から差引き)

仕切紙(特別徴収)



給与支払報告書の仕分けについて

この仕切紙の後ろには、令和8年度市民税・県民税・森林環境税を特別徴収の方法により納付する方の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

原則として全ての従業員が特別徴収の対象です（パート・アルバイト含む）

給与所得に係る個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税をあらかじめ引き去り、納税義務者である従業員に代わって市町村に納入する制度です。

令和8年1月1日時点で在職（雇用）し、令和8年6月以降も引き続き勤務が見込まれる方は、パート・アルバイトの方を含め、原則特別徴収の対象となります。

退職等の理由で特別徴収できない方がいる場合は、別紙仕切紙「普通徴収の方（特別徴収できない方）」に必要事項を記入のうえ、その後ろに対象者の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

※ 徴収区分については、法令に基づき訂正する場合があります。

※ 給与支払報告書（個人別明細書）は、この仕切紙を使用し、特別徴収分と普通徴収分に分類してください。

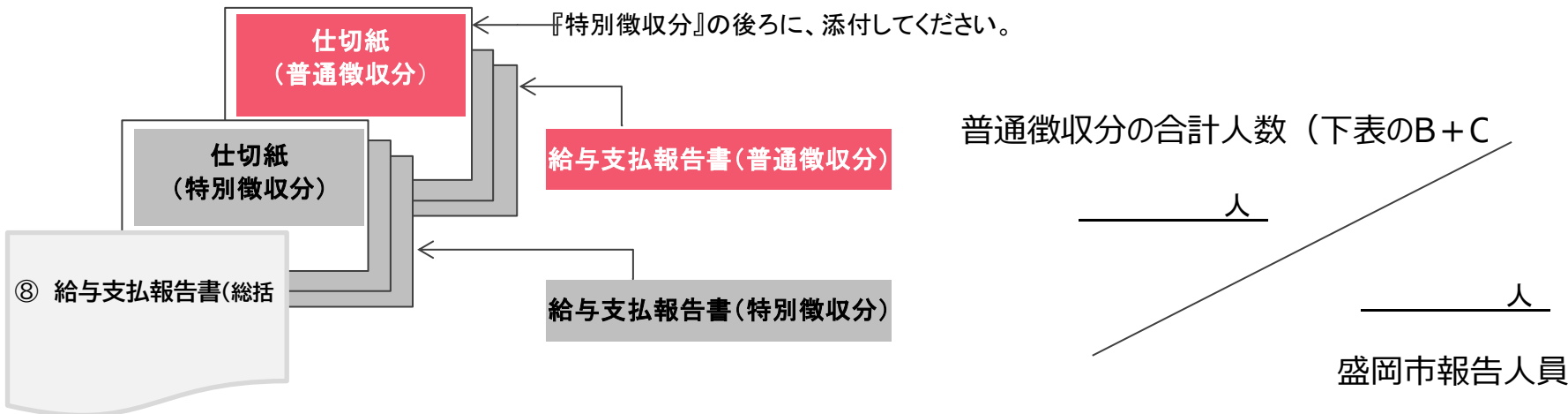
指定番号



盛岡市

普通徴収の方（特別徴収できない方）

仕切紙(普通徴収)



給与支払報告書の仕分けについて

この仕切紙の後ろには、令和8年度市民税・県民税・森林環境税を普通徴収の方法により納付する方の給与支払報告書（個人別明細書）を添付してください。

普通徴収を選択できるのは、下記の理由に当てはまる場合のみです。普通徴収として提出する方がいる場合は、下表の人数欄を必ず記載してください。

＜普通徴収とする理由＞

区分	普通徴収とする理由	人数
B	退職者 ※令和8年1月1日以前に退職し、個人別明細書の中途退職欄に記載がある者 ・総括表「盛岡市報告人員」欄の「B 普通徴収分（退職者）」の人数と一致	人
区分	普通徴収とする理由	人数
a	退職予定者 ※令和8年1月以降に退職する予定がある者	人
b	乙欄該当者 ※個人別明細書の乙欄に記載がある者	人
c	他の事業所で特別徴収される者	人
d	給与の支払が少額または不定期のため継続して特別徴収ができない者	人
e	総受給者数が2名以下、または専従者のみ	人
C	a～eの合計 ・総括表「盛岡市報告人員」欄の「C 普通徴収分（退職者を除く）」の人数と一致	人

※ 上記以外の理由では、原則普通徴収にできません。

※ 徴収区分については、法令に基づき訂正する場合があります。

※ 給与支払報告書（個人別明細書）は、この仕切紙を使用し、特別徴収分と普通徴収分に分類してください。